

2022年8月5日

各 位

会社名 株式会社 MCJ
 代表者名 代表取締役社長兼 COO 安井 元康
 (スタンダード市場 コード番号: 6670)
 問合せ先 経営企画室 広報 IR 担当
 ir-otoiawase@mcj.jp

**業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年8月23日(火)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式500,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金944円
(4) 処 分 総 額	472,000,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2020年6月24日開催の第22回定時株主総会の決議に基づき業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」という。）を導入しております。また2022年6月24日開催の第24回定時株主総会の決議に基づき一部内容を変更し運営しております。（本制度の概要につきましては、2020年5月21日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2022年5月19日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」という。）を行うこと、及び本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役（社外取締役を除く。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2022年3月31日現在の発行済株式総数101,774,700株に対し0.49%（2022年

3月31日現在の総議決権個数982,800個に対する割合0.51%（いずれも小数点第3位を四捨五入）となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2022年8月23日

追加信託金額 472,000,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 500,000株

株式の取得日 2022年8月23日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（2022年8月4日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値944円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額944円につきましては、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均928円（円未満切捨）に対して101.72%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均884円（円未満切捨）に対して106.79%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均901円（円未満切捨）に対して104.77%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上